



お客様 各位

アニュアルライセンス (AMF-Security用) の発行について

アライドテレシス株式会社

AMF-Security (以下、AMF-SECといいます) 用アニュアルライセンスをご購入いただきましてありがとうございます。本資料は、アニュアルライセンスをご利用にあたっての補足事項等を記載しており、本ライセンスをご利用いただく際はこの書類に同意したものとみなします。ご一読をお願いします。

1. 認証資格情報に関するお客様責任について

お客様は、お客様によるライセンス使用に関連付けられた非公開の認証資格情報を秘密に保つ責任を負うものとします。お客様のアカウントもしくは認証資格情報が悪用された可能性がある場合、またはライセンスに関連するセキュリティ侵害の疑いがある場合は、お客様は直ちに弊社にその旨を通知しなければなりません。弊社は、随時資格を確認し、資格要件を満たしていない場合はライセンス使用を一時中断する権利を留保します。

2. アニュアルライセンスについて

アニュアルライセンスは時限付機能追加ライセンスであり、ライセンス証書に記載された有効期間内に限り特定機能をご利用いただけます。アニュアルライセンスには特定機能を有効化するライセンス (以下、「基本ライセンス」) と管理ノード数を追加するライセンス (以下、「追加ライセンス」) またはその両方の機能を有するライセンスがあります。有効期間満了後引き続きご利用の際は更新手続きが必要になります。更新手続きが行われなかった場合、ライセンス有効期間満了後は当該機能が使用できなくなります。

a. 利用開始日

- ・基本ライセンスのご利用開始日の設定は、ヒアリングシートにてご購入日から180日以内の日付をご指定いただくものといたします。180日を超えて指定された場合は、ご購入日から180日目をご利用開始日として弊社にて設定いたします。
- ・追加ライセンスの場合は、ご購入日から基本ライセンスの利用可能期間満了日まで、またはご購入日から180日までのいずれか早い時点を利用開始日として設定してください。
- ・更新の場合は、利用可能期間満了日の翌日を利用開始日として設定していただく必要がございます。
- ・トライアルライセンスをご利用の場合は、トライアルライセンスの利用開始日を本ライセンスの利用開始日前、かつ本ライセンスと重複しない期間に設定する必要がございます。更新の場合トライアルライセンスはご利用いただけません。

■ライセンスを適用するAMF-SECソフトウェアバージョンが2.3.0以降の場合の注意事項

現在ご利用中のライセンスキーがソフトウェアバージョン2.2.x以前で適用されている場合は、更新ライセンスと共にトライアルライセンスのご利用が可能です。

b. 利用可能期間

利用開始日を起算日とし、お客様の購入ライセンスの有効期間を閏年も含み1年を365日として計算された満了日 (更新された場合は更新されたライセンスの有効期間) または当該ライセンスの解約日のいずれか早い時点までとします。ライセンス利用可能期間満了後は当該機能が使用できなくなります。

c. 解約

お客様は利用開始前および利用可能期間中いつでもソフトウェア使用権許諾契約を解約することができます。ただし、いかなる場合においてもライセンス料を返金することはありません。

d. テクニカルサポート

ライセンス利用可能期間内のみテクニカルサポートを実施いたします。ライセンス有効期間外は、いかなる場合もテクニカルサポートをいたしません。

e. 更新

利用期間終了後引き続きご利用の際は、更新用ライセンスをご購入いただき、更新手続きを行ってください。

3. ライセンスキーについて

ライセンスを適用するAMF-SECソフトウェアバージョンが2.3.0以降の場合は以下をご参照ください。

- a. アニュアルライセンスのご利用において必要となるライセンスキーは弊社が別途発行いたします。ライセンスキーの発行にあたり、お客様にはヒアリングシートをご提出いただきます。必要事項を記入の上、所定の宛先に電子メールでご送付ください。ヒアリングシートは、弊社ホームページよりダウンロードいただけます。
<http://www.allied-telesis.co.jp/products/list/switch/at-fl/catalog.html>
- b. ライセンスキーの発送には、弊社でのヒアリングシート受領より最大7営業日かかりますので、可能な限りライセンスの開始日はヒアリングシート送付日より7営業日目以降をご指定ください。
- c. AMF-SEC用のライセンスキーは「バイナリー形式」と「文字列形式」があり、通常はバイナリー形式のライセンスキーをお送りします。両形式を混在で同時にご利用頂くことはできません。バイナリー形式のライセンスキーはソフトウェアバージョン2.3.0以降でのみ対応となりますので、バイナリー形式のライセンスキー導入時にはファームウェアバージョンにご注意ください。

4. ライセンス証書

本ライセンスのご利用にあたり、お客様へライセンス証書を発行します。

- a. ライセンス証書の再発行はいたしません。
- b. ライセンス証書を紛失された場合には、再度ライセンスを有償にてご購入いただきます。

5. 保証および確認事項

- a. 本ライセンスは、当該ライセンス証書が同梱される封筒裏面に記載の、ソフトウェア使用権許諾契約書に基づいて保証されます。
- b. ライセンス証書に基づき、当該本体製品に当該ライセンスをお客様作業にて設定できることを保証します。ただし、ライセンス発行のために必要な正しい情報と設定可能な環境と条件をお客様が有していることを前提とします。
- c. 当該保証は、事故、不正使用、または本製品もしくは弊社が発行したドキュメントもしくはガイダンスに反して本製品を使用したことが原因で生じた問題、または不可抗力など、弊社が合理的に支配できない事由から生じた問題には適用されません。

6. ライセンスキーのインストール方法

AMF-SECの製品リファレンスを参照ください。